



交通安全情報No.118

ストップ・ザ・交通事故

令和6年3月1日
警察本部交通部
交通総合対策センター

事業者必見！

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

概要

- これまで公安委員会から交付していた認定証が廃止され、標識に変わります。
- 標識、料金表、自動車運転代行業約款について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するほか、各事業者のウェブサイトに掲載することが義務付けられます。(*)

(*)以下のいずれかに該当する事業者については、ウェブサイトへの掲載義務が課せられません。

- ① 随伴用自動車の保有台数が1台以下の場合
- ② ウェブサイトを有していない場合



4月1日
から施行
されます！

【事業者において対応すること】 ※認定を受けている事業者も対象です。

① 標識を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示する。

- ・ 標識は北海道警察ホームページからダウンロードできます。
- ・ 標識の作成は、電子データでの編集を原則とします。
- ・ ウェブサイトを閲覧できない方は、警察署へ相談してください。
- ・ 認定証は、3月31日までは掲示し、4月1日以降は適切に処分してください。

② 標識、料金表、自動車運転代行業約款をウェブサイトに掲載する。

- ・ ウェブサイトを有している事業者のみが対象です。
- ・ 標識はトップページの見やすい箇所に掲載してください。(リンク不可)
- ・ SNSに掲載しても、義務を履行したことにはなりません。

改正概要の詳細は、道警ホームページ → 「交通安全」 → 「交通法規関係」
→ 「**自動車運転代行業とは**」 に掲載しています！

北海道交通事故死者数(2月29日現在) 9人(昨年比-7人)